

○関東地方整備局告示第七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月十三日

関東地方整備局長 下保 修

第1 起業者の名称 山梨県

第2 事業の種類 山梨県消防学校改築事業

第3 起業地

1 収用の部分 山梨県中央市大字今福字上河原及び大字西花輪字新田地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県中央市大字今福字上河原及び大字西花輪字新田地内における39,450.68㎡を起業地とする「山梨県消防学校改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

山梨県消防学校（以下「消防学校」という。）は、「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業であり、本件事業は法第3条第31号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

消防組織法第51条第1項において都道府県は、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならないとされていることなどから、起業者である山梨県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

山梨県における現在の消防学校は、昭和50年に設置されたものであり、開校以来今日に至るまで県の消防職員及び消防団員に対して教育訓練を行い、その資質の向上に努めてきた。現在の消防学校開校後の消防活動は、高層建築物での消火活動・救助活動の増加による一定の建築物に対する査察や消防管理指導などの予防業務の拡大、自動車の普及に伴う交通事故の増加による救助活動や救急活動が大幅に増加した。また、平成3年には救急救命士制度が導入され、医師の指示のもと高度な救急措置を行うなど処置範囲が拡大、高度化している。さらにこれらに加えて、近年の局地的大雨による河川の氾濫や大地震による大規模災害の発生、登山者の増加やレジャーの多様化等に伴う山岳事故や水難事故の発生など、災害や事故が大規模化、複雑多様化しており、消防職員の業務は火災予防・消火・救急・救助のあらゆる面にわたり大幅に拡大し、高度化・専門化している。

しかしながら、現在の消防学校は、施設整備当時の消防活動が主に低層で小規模な建物火災における消火と人命救助を中心としていたことから、「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）において求められている専門的で高度な技能・技術を備えることに対応できず、消防活動に携わる人材の育成に支障が生じている。

また、消防業務の拡大や高度化・専門化に伴い、教育訓練課程の大幅な増加や教育訓練時間の長期化により教室数が不足しており、加えて初任教育訓練生も現消防学校整備時と比較すると大幅に増加しているため、生活施設等において弊害が生じている状況である。

本件事業の完成により、実活動に近い環境において教育訓練を行うとともに、教育訓練課程を円滑に運用することが可能となり、複雑化・多様化する災害への対応

や高度な救命救急措置への対応、建物構造の複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化への対応が可能となることにより、消防の責務を十分に果たすことができ、もって住民の生命及び財産を守ることに寄与することになる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業による環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者の調査によると、本件事業地内においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、近年の消防業務の拡大、専門的で高度な技能・技術を備えることを目的とし、現在の教育訓練課程の円滑な実施のために、消防学校を改築する事業である。

本件事業の施行にあたっては、県内全域の消防職員及び消防団員にとって利用しやすい位置にあり、用地取得面積が少なく、消防安全センターとの一体的な利用が可能となることから、現消防学校に隣接した3案について検討を行っている。申請案は、他の2案と比較して、用地取得面積は多くなるものの支障物件が少なく、地形的に大規模な造成を行う必要がなく、最も安価になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、消防職員の業務は火災予防・消火・救急・救助のあらゆる面にわたり大幅に拡大し、高度化・専門化しており、それに伴う教育訓練課程の大幅な増加や教育訓練時間が長期化などにより現在の消防学校において消防活動の変化に対応した教育訓練を行うことができないことから早期に本件事業の完成を図る必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山梨県中央市役所